

山梨県公報

号外第三十一号

平成二十三年

三月三十一日

木 曜 日

目 次

訓 令

- 山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令……………一
- 山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………一
- 山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………一
- 山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県庁舎等管理規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………四
- 山梨県市町村合併推進本部規程の一部を改正する訓令……………四
- さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令……………五
- 山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令……………五
- 山梨県労働力対策本部規程を廃止する訓令……………五

訓 令

山梨県訓令甲第四号

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行動計画推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行動計画推進本部規程(平成十九年山梨県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「総務部長」を「リニア交通局長 総務部長」に、「商工労働部長」を「産業労働部長」に、「林務長 産業立地室長」を「林務長」に改める。
別表第二企画県民部の項の次に次の一項を加える。

リニア交通局 リニア交通局長 主幹

別表第二商工労働部の項を次のように改める。

産業労働部 産業労働部次長 企画調整主幹

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県行政改革推進本部規程(平成十九年山梨県訓令甲第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「策定及び」を削る。

別表第一中「総務部長」を「リニア交通局長 総務部長」に、「商工労働部長」を「産業労働部長」に、「林務長 産業立地室長」を「林務長」に改める。

別表第二中「知事補佐官 企画県民部次長」を「企画県民部次長 リニア交通局長」に、「商工労働部次長」を「産業労働部次長」に、「産業立地室次長 企業局次長」を「企業局総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第五号)の一部を次のように改正す

「リニア交通局用」
 同庁舎用」に改め、同表知事職務代理者印の項中「峡南建設事務所身延管理課用」を「

身延建設事務所身延合同庁舎用」に改め、同表部長印の項中

二十四 ミリメ ートル 平方	一般文書用
-------------------------	-------

を

山梨県 出納局 長印	山梨県 リニア交通 局長印
第四	第三
二十四 ミリメ ートル 平方	二十四 ミリメ ートル 平方

山梨県 出納局 長印
第二

に改め、同表産業立地室長印の項を削り、

ルメ四	ルメ四
一般文書用	一般文書用

を

同表本庁の課長印の項中

山梨県 部（局） 課長印	山梨県リニ ア交通局 課長印
第三	第二
二十一 ミリメ ートル 平方	二十一 ミリメ ートル 平方
一般文書用	一般文書用

山梨県商工労 働部産業立地 室課長印	山梨県 部（局） 課長印
第三	第二
二十一 ミリメ ートル 平方	二十一 ミリメ ートル 平方
一般文書用	一般文書用

に改め、同表県印の項中、「峡南建設事務所身延管理課用」を「峡南建設事務所

身延合同庁舎用」に改まる。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十号

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内 正明

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規定（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第四項第二号中、「企画部情報政策課」を「企画県民部情報政策課」に改める。

本 出 先 機 関 庁

第二十九条第三項中、「県民室長名又は産業立地室長名」を削る。

別表第一の1の表中、「リニア交通課

生活・男女参画課 一 県民男女 「に」、「県民生活・男女参画課

消費者安全・食育推進課 一 消費生活安全課 「に」、「

国民文化祭課 一 生文 「に」、「生涯学習文化課

リニア推進課 一 国民文化祭課 一 生文 「に」、「生涯学習文化課

交通政策課 一 国民文化祭課 一 生文 「に」、「生涯学習文化課

に、「労政雇用課 一 商企 「を」、「産業政策課

「を」、「労政雇用課 一 産集 「に」、「産業人材課

「を」、「労政雇用課 一 産立 「を」、「産業人材課

「に」、「東日本大震災支援対策室 一 東震対

援対策室 一 東震対 「に」、「国民文化祭準備室

祭 「を」、「監査指導室 一 監指 「に」、「監査指導室

成推 「に」改める。 「を」、「海外展開・成長分野推進室

別表第一の2の表中、「甲陽学園 一 甲陽 「を」

学園 「を」改める。 「を」、「中部横断自動車道用地事務所

の発達総合支援センター 一 中横推 「に」改め

一 中横用 「を」、「中部横断自動車道推進事務所

「に」改める。 「を」、「中部横断自動車道用地事務所

附則 一 中横用 「を」、「中部横断自動車道用地事務所

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十一号

山梨県市町村合併推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

本 出 先 機 関 庁

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県市町村合併推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県市町村合併推進本部規程（平成十三年山梨県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「企画部長」を「企画県民部長 リニア交通局長」に、「商工労働部長」を「産業労働部長」に、「県民室長 林務長 産業立地室長」を「林務長」に改める。

別表第二中「財政課長」を「リニア推進課長 財政課長」に、「商工企画課長」を「産業政策課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十二号

本 庁

さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

さわやか・やまなし環境創造本部規程の一部を改正する訓令

さわやか・やまなし環境創造本部規程（平成二十年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「総務部長」を「リニア交通局長 総務部長」に、「商工労働部長」を「産業労働部長」に、「林務長 産業立地室長」を「林務長」に改める。

別表第二中「知事補佐官 企画県民部次長」を「企画県民部次長 リニア交通局長」に、「商工労働部次長 産業立地室次長」を「産業労働部次長」に、「企業局次長」を「企業局総務課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十三号

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県青少年総合対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県青少年総合対策本部規程（昭和五十八年山梨県訓令甲第三号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表一中「知事補佐官 知事政策局長」を「知事政策局長」に、「総務部長」を「リニア交通局長 総務部長」に、「商工労働部長」を「産業労働部長」に、「林務長 産業立地室長」を「林務長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十四号

本 庁

山梨県労働力対策本部規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

山梨県知事 横内正明

山梨県労働力対策本部規程を廃止する訓令

山梨県労働力対策本部規程（昭和四十五年山梨県訓令甲第二号）は、廃止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番